中　住　号　外
令和８年１１月２０日

各 事 業 所 長　様

山形県中山町長　佐 藤 俊 晴
（　公　印　省　略　）

「令和９年度（令和８年中所得）給与支払報告書」の提出について（依頼）

日頃より当町の税務行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第３１７条の６第１項の規定により、令和８年中に支払いの確定した給与の給与支払報告書を、令和９年１月１日現在における給与所得者の住所地市町村長へ提出していただくことになっております。

つきましては、「令和９年度　給与支払報告書」について、ｅＬＴＡＸ等による電子データ又は下記⑴により提出くださいますようお願いいたします。

なお、この文書は昨年中当町に給与支払報告書の提出があった事業所様及び令和８年度分町県民税特別徴収の実績がある事業所様に対してご案内しております。令和９年度分として該当者がいない場合は、提出は不要となります。

記

⑴　提出物【ｅＬＴＡＸ又は光ディスク等による提出の場合を除く】

①　給与支払報告書（総括表）　　１枚

②　給与支払報告書（個人別明細書）　１人につき１枚

③　特別徴収と普通徴収を区分する仕切紙

※ 昨年分の給与支払報告書をｅＬＴＡＸ等電子データで提出いただいた事業所様へは、紙の総括表等を発送しておりません。ご了承ください。

⑵　提出期限

令和９年２月１日（月）

※事務処理の都合上、**１月２２日（金）までの提出に**ご協力をお願いいたします。

⑶　注意していただきたい事項

①　給与支払報告書は、金額の多寡にかかわらず、令和８年中に給与を支払った方全員（退職者・パート・アルバイト・季節雇用等を含む）について提出してください。

②　令和９年１月１日現在、中山町に住民登録している方の分を提出してください。

③　個人番号・法人番号の記入が必要ですので記入もれのないように注意してください。

（裏面に続きます）

④　提出方法及び記入方法の詳細は、同封しました次の文書をご覧ください。

・給与支払報告書の提出方法について　　【Ａ４片面　仕切紙①付き】

・給与支払報告書の記入方法について　　【Ａ４両面】

○　前々年における源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が 100 枚以上であるときは、ｅＬＴＡＸ又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

○　所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税についても給与からの差引き（給与特別徴収）を行う必要があります。中山町を含めた山形県内の全市町村では、給与特別徴収の完全実施に取り組んでおりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

○　この文書は青色申告をされている事業主にも送付しております。青色申告事業専従者給与を支給している場合も給与支払報告書の提出が必要となりますので、ご提出をお願いいたします。

手書きの給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と一緒になっています。源泉徴収票は最寄りの役所、役場に用意しております。

※数に限りがある場合がございますのでご注意ください。

【お問い合わせ先・提出先】

〒９９０－０４９２

山形県東村山郡中山町大字長崎１２０番地

中山町役場　住民税務課　税務グループ

℡：０２３－６６２－２１１２　　Fax：０２３－６６２－２９９１